

重要事項説明書

1. 事業者概要

名 称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会
所 在 地 愛媛県松山市山西町997番地1
法 人 種 別 社会福祉法人
代 表 者 支部長 岡田 武志
電 話 番 号 089-952-0332

2. 利用事業所概要

名 称 済生会なでしこハウス
所 在 地 愛媛県松山市山西町846-1
管 理 者 布 松江
電 話 番 号 089-992-9326

介護保険指定番号 3870105867

サービス提供区域 松山市（津田中学校区、高浜中学校区、三津浜中学校区、内宮中学校区、北中学校区、鴨川中学校区、勝山中学校区、東中学校区、城西中学校区、余戸中学校区、西中学校区、垣生中学校区）の中で、車輛送迎にて移動可能な地域とする。

3. 事業目的と運営方針

(1) 事業の目的

難病等疾病を有する重度要介護者又は、がん末期状態のものであって、サービス提供にあたり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づきサービスを提供するものとする。

2 事業はその利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者・家族の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の体調変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治医及び当該利用者が利用する訪問看護事業所との密接な連携に努め、在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、主治医、当該利用者の利用している訪問看護事業者、関係市町村、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携につとめるものとする。

4. 事業所の職員体制

- (1) 管理者（常勤看護師兼務） 1名 ・ ・ 管理業務、療養通所介護計画の作成を行う。
また看護業務をおこなう。
- (2) 看護職員 5名以上（うち3名以上は常勤）
・ ・ 訪問看護事業所と連携を密にし、療養通所介護記録を作成し、利用者の看護業務をおこなう。
- (3) 介護職員 5名以上 ・ ・ 看護師の指示の下、利用者の送迎や介護に従事する。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 1月1日、1月2日、1月3日を除く
月曜日から土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
ただし、気候等の自然災害により時間の変更もあります。

6. 利用定員

利用定員は、13人

7. サービス提供時間（午前8時30分～午後5時まで）

本事業は、療養通所介護を利用する日に、看護職員が、迎え時居宅にて利用者の状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻った時にも状態の安定等を確認します。その為、これらの時間と滞在時間をあわせてサービス提供時間とします。

8. サービスの概要

- (1) 送迎
安全を確保するため、身体状況に応じた送迎を行います。
- (2) 病状・状態の観察
血圧、体温、脈拍等を測定し症状の観察を行い、異常の発見に努めます。また、必要時には、主治医や訪問看護事業所と連携をとります。
- (3) 身体の清潔保持
清拭・洗髪・入浴・部分浴等状態に応じた援助をします。
- (4) 食事の介助
状況に応じた方法で、食事の介助を行います、
- (5) 排泄の介助
排便や排尿の管理やおむつ交換を行います。
- (6) 褥瘡予防・措置
主治医や訪問看護と連携し、処置を行います。
- (7) リハビリテーション（嚥下・呼吸・関節可動域等）
看護師が必要に応じ機能訓練を行う。
- (8) 主治医や訪問看護ステーションとの綿密な連携のもとに特殊機器管理（人工呼吸器、留置カテーテル、経管栄養、気管カニューレ、在宅酸素、自己注射、自己導尿、高カロリー輸液等の管理等）を行います。

- (9) その他、医師の指示による医療処置
主治医や訪問看護と連携し、指示に従って処置を行います。
- (10) 散歩などによる外気浴や精神活動意欲の支援を行います。
- (11) 介護相談 介護に関する相談・指導を行います。

9.サービスの提供の記録簿

(1) 事業の管理者は、利用者ごとに利用者の心身の状況、置かれている環境や希望並びに家族などの介護状況を踏まえ、療養通所介護計画を作成します。また、すでに、居宅サービス計画や訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ療養通所介護計画を作成します。

(2) 事業所は、6ヶ月毎に療養通所介護計画の見直しを行います。また、サービス内容が利用者の意向の反映の機会を保障するため本人・家族に対しその内容等を説明した上で、利用者・家族の同意を得て、療養通所介護計画を交付します。

(3) 事業所は、サービス提供の際に作成した記録を完了後5年間適正に保管します。

10 サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりです。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示に従うこと。
- (3) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者や従事者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (4) 緊急時等の連絡先は必ず申し出ること。
- (5) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険証・負担割合証の提示を行うこと

1.1 利用料その他の費用額

利用者の方から頂く自己負担金は以下のとおりです。

(1) 介護保険

サービス内容	1割の方	2割の方	3割の方
地域療養通所介護	12,785円	25,570円	38,355円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1,181円	2,362円	3,543円
地域通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ11	48円	96円	144円

上記の金額は、ひと月あたりの利用料ですが、月途中から登録した場合、又は月の途中に登録を終了した場合は日割りとなります。

- (2) 介護保険以外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える時）、実費をいただきます。
- (3) 介護保険給付の対象とならない費用
 - ① 昼食 実費
 - ② 衛生材料費 実費
- ③ 上記に掲げるものの他、療養通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。その為、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について事前に文書で説明を行います。

12 キャンセル

利用者が療養通所介護の利用をお休みする時には、前日17時までに下記へ連絡して下さい。

連絡先 089-992-9326

または 089-951-1335

13 緊急時の対応

(1) 利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者や主治の医師へ連絡し、その指示に従って対応します。

(2) 事業所は、下記の医療機関に協力を頂き、利用者の急変時には、主治医の指示に基づき速やかな対応をお願いしています。

・協力医療機関

名称 社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院

住所 松山市山西町880-2

14 事故発生時の対応

事故が発生したときには、速やかに主治医と連携をとり対応に努めます。

また家族への連絡調整を行うとともに事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行い、必要に応じて当該事項は行政へ報告します。

15 安全・サービス提供管理委員会

(1) 事業所は安全かつ適切なサービスを提供するため、安全・サービス提供管理委員会を設置し、概ね6ヶ月に1回以上の委員会を開催します。そして、委員会において、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討します。

(2) 事業所は、委員会の検討を踏まえ、必要に応じて対策を行います。

16 地域との連携等

(1) 事業の運営に当たっては、利用者の状態に応じて地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図ります。

(2) 当事業所の行う療養通所介護を地域に開かれたサービスとし、地域との連携を確保することを目的として、運営推進会議を設置します。

(3) 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、療養通所介護について知見を有する者等とし、おおむね12ヶ月に1回以上開催します。

(4) 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

17.非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他の訓練を行います。

18 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように努めます。

19 苦情、相談等

- (1) サービス内容に関する苦情、ご相談を承ります。
事業所窓口
電話：089-951-1335
FAX：089-951-1793
苦情責任者 済生会松山訪問看護ステーション
所長 田村 美樹枝
- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を把握するよう、必要に応じ状況の聞きとりのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
 - ② 対応内容に基づき、必要に応じた関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果を報告します。
 - ③ 相談、苦情処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況を記録、整備、保管します。
 - ④ 当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により、適切な対応方法を検討し対処します。
- (3) 当事業所以外のサービス窓口
 - (市町村の窓口) 松山市介護保険課 所在地 松山市二番町4丁目7-2
電話 089-948-6968 (平日8:30~17:15)
 - (公的団体の窓口) 愛媛県国民健康保険団体連合会
所在地 松山市高岡町101番地1
電話 089-968-8700 (平日8:30~17:15)
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会
所在地 松山市持田町三丁目8-15
電話 089-998-3477 (平日9:00~12:00、
13:00~16:30)

20.虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者 管理者 布 松江
(虐待の防止のための措置)

- (1) 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。
 1. 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 2. 虐待の防止のための指針を整備します。
 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおきます。
- (2) 事業所はサービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養

護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

21. 業務継続計画の策定

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22. 第三者評価の実施の有無 無し

23. その他

サービス提供の際のトラブルを避けるために、次の事柄にご留意下さい。

(1) 従業者は、年金の管理、金銭の貸借、病院の支払いなどの金銭の取り扱いはいたしません。

(2) 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。